

『 公共建築工事積算基準等資料 』

【令和 7 年改定部分 対比表】

岩手県県土整備部

改 定	現 行
第 3 編 共 通 費 第 1 章 共通事項 1 共通費算定に関する数値の取扱い （１）率による算定 共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。 （２）積み上げによる算定 積み上げによる算定は第４編第１章１に準ずる。 （３）一般管理費等 イ、算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位４桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように一般管理費等で調整する。 ロ、設計変更及び随意契約をおこなう場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。 2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定 （１）共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 イ、共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。 ロ、現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。 ハ、一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。 （２）共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。 3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定 （１）建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合 イ、共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。 （イ）共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 （ロ）現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。	第 3 編 共 通 費 第 1 章 共通事項 1 共通費算定に関する数値の取扱い （１）率による算定 共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。 （２）積み上げによる算定 積み上げによる算定は第４編第１章１に準ずる。 （３）一般管理費等 イ、算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位４桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように一般管理費等で調整する。 ロ、設計変更及び随意契約をおこなう場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。 2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定 （１）共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 イ、共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。 ロ、現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。 ハ、一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。 （２）共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。 3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定 （１）建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合 イ、共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。 （イ）共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 （ロ）現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

改 定	現 行
(ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。 ロ. 主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。 ハ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。 4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定 (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 イ. 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。 なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。 ロ. 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。 なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。 ハ. 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。 (2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。 5 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定 共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。 6 とりこわし工事の取扱い とりこわし工事とは、建築物解体工事共通仕様書 3.3.1 に基づき、建築物を解体する工事をいう。建築物の解体に合わせ、建築物解体工事共通仕様書 3.3.1 に基づき、工作物等を解体する場合は、工作物等もとりこわし工事として取扱う。 7 とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定 以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上する。 ・ とりこわし工事 ・ 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事 ・ 造園工事 ・ 舗装工事 ・ さく井設備工事、等 8 指定部分及び指定部分工期 原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。 なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。	(ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。 ロ. 主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。 ハ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。 4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定 (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 イ. 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。 なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。 ロ. 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。 なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。 ハ. 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。 (2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。 5 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定 共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。 6 とりこわし工事の取扱い とりこわし工事とは、建築物解体工事共通仕様書 3.3.1 に基づき、建築物を解体する工事をいう。建築物の解体に合わせ、建築物解体工事共通仕様書 3.3.1 に基づき、工作物等を解体する場合は、工作物等もとりこわし工事として取扱う。 7 とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定 以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上する。 ・ とりこわし工事 ・ 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事 ・ 造園工事 ・ 舗装工事 ・ さく井設備工事、等 8 指定部分及び指定部分工期 原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。 なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

改 定	現 行																								
9 設計変更における共通費の算定 (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 イ. 共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。 ロ. 現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。 ハ. 一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。 (2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事に区分して算定する。	9 設計変更における共通費の算定 (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 イ. 共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。 ロ. 現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。 ハ. 一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。 (2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事に区分して算定する。																								
第2章 共通仮設費	第2章 共通仮設費																								
1 共通仮設費の区分 共通仮設費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれと処分費に区分して算定する。	1 共通仮設費の区分 共通仮設費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれと処分費に区分して算定する。																								
2 共通仮設費の算定方法 (1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。 イ. 共通仮設費率による算定 (イ) 共通仮設費率の算定に用いる T（工期） ①共通仮設費率の算定に用いる T（工期）は、入札公告等に表示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し 7 日を減じた日数を 3 0 日／月にて除す。その値は小数点以下第 2 位を四捨五入して 1 位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を 3 0 日／月にて除し、この値を T（工期）として共通仮設費率を算出する。 ②工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いる T（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。 (ロ) 監理事務所を設けない場合の補正 ①建築工事において、共通費基準 2（3）表－5 に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（K r）に以下の補正值を乗じる。	2 共通仮設費の算定方法 (1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。 イ. 共通仮設費率による算定 (イ) 共通仮設費率の算定に用いる T（工期） ①共通仮設費率の算定に用いる T（工期）は、入札公告等に表示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し 7 日を減じた日数を 3 0 日／月にて除す。その値は小数点以下第 2 位を四捨五入して 1 位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を 3 0 日／月にて除し、この値を T（工期）として共通仮設費率を算出する。 ②工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いる T（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。 (ロ) 監理事務所を設けない場合の補正 ①建築工事において、共通費基準 2（3）表－5 に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（K r）に以下の補正值を乗じる。																								
<table><tr><td>直接 工事費</td><td>1000 万円 未満</td><td>1000 万円以上 50 億円以下</td><td>50 億円を 超える</td></tr><tr><td>補正值</td><td>0.887</td><td>0.738+0.0162×Log_e P</td><td>0.988</td></tr><tr><td colspan="4">P は、公共建築工事共通費積算基準 別表における P：直接工事費（千円） 注 1） 補正式による値は小数点以下第 4 位を四捨五入して 3 位止めとする。 注 2） 設計変更においては、変更後の P に対応した値を変更後の K r に乗じる。</td></tr></table>	直接 工事費	1000 万円 未満	1000 万円以上 50 億円以下	50 億円を 超える	補正值	0.887	0.738+0.0162×Log _e P	0.988	P は、公共建築工事共通費積算基準 別表における P：直接工事費（千円） 注 1） 補正式による値は小数点以下第 4 位を四捨五入して 3 位止めとする。 注 2） 設計変更においては、変更後の P に対応した値を変更後の K r に乗じる。				<table><tr><td>直接 工事費</td><td>1000 万円 未満</td><td>1000 万円以上 50 億円以下</td><td>50 億円を 超える</td></tr><tr><td>補正值</td><td>0.887</td><td>0.738+0.0162×Log_e P</td><td>0.988</td></tr><tr><td colspan="4">P は、公共建築工事共通費積算基準 別表における P：直接工事費（千円） 注 1） 補正式による値は小数点以下第 4 位を四捨五入して 3 位止めとする。 注 2） 設計変更においては、変更後の P に対応した値を変更後の K r に乗じる。</td></tr></table>	直接 工事費	1000 万円 未満	1000 万円以上 50 億円以下	50 億円を 超える	補正值	0.887	0.738+0.0162×Log _e P	0.988	P は、公共建築工事共通費積算基準 別表における P：直接工事費（千円） 注 1） 補正式による値は小数点以下第 4 位を四捨五入して 3 位止めとする。 注 2） 設計変更においては、変更後の P に対応した値を変更後の K r に乗じる。			
直接 工事費	1000 万円 未満	1000 万円以上 50 億円以下	50 億円を 超える																						
補正值	0.887	0.738+0.0162×Log _e P	0.988																						
P は、公共建築工事共通費積算基準 別表における P：直接工事費（千円） 注 1） 補正式による値は小数点以下第 4 位を四捨五入して 3 位止めとする。 注 2） 設計変更においては、変更後の P に対応した値を変更後の K r に乗じる。																									
直接 工事費	1000 万円 未満	1000 万円以上 50 億円以下	50 億円を 超える																						
補正值	0.887	0.738+0.0162×Log _e P	0.988																						
P は、公共建築工事共通費積算基準 別表における P：直接工事費（千円） 注 1） 補正式による値は小数点以下第 4 位を四捨五入して 3 位止めとする。 注 2） 設計変更においては、変更後の P に対応した値を変更後の K r に乗じる。																									

改 定	現 行
(ハ) とりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。 (ニ) リース料の取扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により直接工事費からリース料及び処分費を除いた額の共通仮設費を算定する。 (ホ) 直接工事費が共通費基準 別表（注３）で定める範囲を外れる場合 原則として算定式により算定された率を採用する。 (ヘ) 共通仮設費率の留意事項 <u>①道路占用料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、道路法第３９条において、「道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。」とされており、公共発注の営繕工事においては道路占用料の徴収を行わないとされている。</u> <u>道路使用許可申請手数料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、所轄警察署により道路使用許可申請手数料が免除される場合がある。</u> <u>②環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。</u> ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用 ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用 <u>③共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費</u> ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。（工事用） ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工事用） ロ．積み上げによる算定 以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。 (イ) 準備費 敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧、<u>道路占用料等</u>に関する費用 (ロ) 仮設建物費 ①宿舎、設計図書による現場環境改善費用 ②電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督職員事務所）、備品等の費用 ③建築工事における、監理事務所（監督職員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容 (ハ) 工事施設費 仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用	(ハ) とりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。 (ニ) リース料の取扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により直接工事費からリース料及び処分費を除いた額の共通仮設費を算定する。 (ホ) 直接工事費が共通費基準 別表（注３）で定める範囲を外れる場合 原則として算定式により算定された率を採用する。 (ヘ) 共通仮設費率の留意事項 <u>①環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。</u> ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用 ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用 <u>②共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費</u> ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。（工事用） ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工事用） ロ．積み上げによる算定 以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。 (イ) 準備費 敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用 (ロ) 仮設建物費 ①宿舎、設計図書による現場環境改善費用 ②電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督職員事務所）、備品等の費用 ③建築工事における、監理事務所（監督職員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容 (ハ) 工事施設費 仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用

改 定	現 行																																																																																														
(二) 環境安全費 <u>交通誘導・安全管理等の要員</u>に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用 (ホ) 動力用水光熱費 本受電後の電力基本料金 (ヘ) 屋外整理清掃費 除雪に要する費用 (ト) 機械器具<u>費</u> ①新営工事における荷揚げ揚重機械器具の費用 規格の選定及び存置日数は、表２－１～表２－５を参考とし、施工条件等により機種を選定する。 (共通事項) １． 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。 ２． ＲＣ造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。 ３． $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$（計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。） ４． N＝階数 ５． 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。 ６． 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。 ７． 階数が２階以下かつ建築面積が250㎡未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。 ８． 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。 ９． 表２－１～表２－５の存置日数には回送等に要する日数を含む。 <table><caption>表２－１ 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）</caption><tr><th>階数</th><th>規 格</th><th>存 置 日 数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>１</td><td>25 t</td><td>$13.6 \times A + 5.2$</td><td></td></tr><tr><td>２</td><td>25 t</td><td>$18.0 \times A + 10.0$</td><td></td></tr><tr><td>３</td><td>25 t</td><td>$22.4 \times A + 14.8$</td><td></td></tr><tr><td>４</td><td>25 t</td><td>$26.8 \times A + 19.6$</td><td></td></tr><tr><td>５</td><td>25 t</td><td>$31.2 \times A + 24.4$</td><td></td></tr></table> <table><caption>表２－２ 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）</caption><tr><th>階数</th><th>規 格</th><th>存 置 日 数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>B １</td><td>25 t</td><td>$9.5 \times A$</td><td></td></tr></table> <table><caption>表２－３ 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）</caption><tr><th rowspan="2">階数</th><th rowspan="2">規 格</th><th colspan="3">存 置 日 数</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>100㎡未満</th><th>300㎡未満</th><th>500㎡未満</th></tr><tr><td>P １</td><td>25 t</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td></td></tr></table>	階数	規 格	存 置 日 数	備 考	１	25 t	$13.6 \times A + 5.2$		２	25 t	$18.0 \times A + 10.0$		３	25 t	$22.4 \times A + 14.8$		４	25 t	$26.8 \times A + 19.6$		５	25 t	$31.2 \times A + 24.4$		階数	規 格	存 置 日 数	備 考	B １	25 t	$9.5 \times A$		階数	規 格	存 置 日 数			備 考	100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満	P １	25 t	4	5	6		(二) 環境安全費 <u>安全管理・合図等の要員</u>に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用 (ホ) 動力用水光熱費 本受電後の電力基本料金 (ヘ) 屋外整理清掃費 除雪に要する費用 (ト) 機械器具<u>等</u> ①新営工事における荷揚げ揚重機械器具の費用 規格の選定及び存置日数は、表２－１～表２－５を参考とし、施工条件等により機種を選定する。 (共通事項) １． 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。 ２． ＲＣ造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。 ３． $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$（計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。） ４． N＝階数 ５． 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。 ６． 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。 ７． 階数が２階以下かつ建築面積が250㎡未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。 ８． 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。 ９． 表２－１～表２－５の存置日数には回送等に要する日数を含む。 <table><caption>表２－１ 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）</caption><tr><th>階数</th><th>規 格</th><th>存 置 日 数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>１</td><td>25 t</td><td>$13.6 \times A + 5.2$</td><td></td></tr><tr><td>２</td><td>25 t</td><td>$18.0 \times A + 10.0$</td><td></td></tr><tr><td>３</td><td>25 t</td><td>$22.4 \times A + 14.8$</td><td></td></tr><tr><td>４</td><td>25 t</td><td>$26.8 \times A + 19.6$</td><td></td></tr><tr><td>５</td><td>25 t</td><td>$31.2 \times A + 24.4$</td><td></td></tr></table> <table><caption>表２－２ 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）</caption><tr><th>階数</th><th>規 格</th><th>存 置 日 数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>B １</td><td>25 t</td><td>$9.5 \times A$</td><td></td></tr></table> <table><caption>表２－３ 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）</caption><tr><th rowspan="2">階数</th><th rowspan="2">規 格</th><th colspan="3">存 置 日 数</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>100㎡未満</th><th>300㎡未満</th><th>500㎡未満</th></tr><tr><td>P １</td><td>25 t</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td></td></tr></table>	階数	規 格	存 置 日 数	備 考	１	25 t	$13.6 \times A + 5.2$		２	25 t	$18.0 \times A + 10.0$		３	25 t	$22.4 \times A + 14.8$		４	25 t	$26.8 \times A + 19.6$		５	25 t	$31.2 \times A + 24.4$		階数	規 格	存 置 日 数	備 考	B １	25 t	$9.5 \times A$		階数	規 格	存 置 日 数			備 考	100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満	P １	25 t	4	5	6	
階数	規 格	存 置 日 数	備 考																																																																																												
１	25 t	$13.6 \times A + 5.2$																																																																																													
２	25 t	$18.0 \times A + 10.0$																																																																																													
３	25 t	$22.4 \times A + 14.8$																																																																																													
４	25 t	$26.8 \times A + 19.6$																																																																																													
５	25 t	$31.2 \times A + 24.4$																																																																																													
階数	規 格	存 置 日 数	備 考																																																																																												
B １	25 t	$9.5 \times A$																																																																																													
階数	規 格	存 置 日 数			備 考																																																																																										
		100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満																																																																																											
P １	25 t	4	5	6																																																																																											
階数	規 格	存 置 日 数	備 考																																																																																												
１	25 t	$13.6 \times A + 5.2$																																																																																													
２	25 t	$18.0 \times A + 10.0$																																																																																													
３	25 t	$22.4 \times A + 14.8$																																																																																													
４	25 t	$26.8 \times A + 19.6$																																																																																													
５	25 t	$31.2 \times A + 24.4$																																																																																													
階数	規 格	存 置 日 数	備 考																																																																																												
B １	25 t	$9.5 \times A$																																																																																													
階数	規 格	存 置 日 数			備 考																																																																																										
		100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満																																																																																											
P １	25 t	4	5	6																																																																																											

改 定				現 行			
表 2－4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）				表 2－4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）			
階数(N)	規 格	存 置 日 数	備 考	階数(N)	規 格	存 置 日 数	備 考
1	16 t	2.3×A		1	16 t	2.3×A	
2	16 t	5.4×A		2	16 t	5.4×A	
3	16 t	8.5×A		3	16 t	8.5×A	
4	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台	4	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台
5	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台	5	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台
表 2－5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）				表 2－5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）			
階数	規 格	存 置 日 数	備 考	階数	規 格	存 置 日 数	備 考
B 1	16 t	6.4×A		B 1	16 t	6.4×A	
②改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用 機種の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により選定する。				②改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用 機種の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により選定する。			
(チ) 情報システム費 情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用				(チ) 情報システム費 情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用			
(リ) 試験費等 ①建築工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。 (積み上げによる試験費の例) ・石綿粉じん濃度測定 ・分析による石綿含有建材の調査 ・化学物質の濃度測定 ・六価クロム溶出試験 ・PCB 含有シーリング材の調査 ・路床土の支持力比（C B R）試験 ・現場C B R 試験 ・放射線透過試験 ・上記に類する各種試験費等 ②電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に定める機材の試験費及び施工の試験費を除き、積み上げにより算定する。 (積み上げによる試験費の例) ・石綿粉じん濃度測定 ・分析による石綿含有建材の調査 ・P C B 含有調査 ・放射線透過試験 ・テレビ電波障害調査（事前・中間・事後） ・迷走電流測定調査 ・上記に類する各種試験費等				(リ) 試験費等 ①建築工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。 (積み上げによる試験費の例) ・石綿粉じん濃度測定 ・分析による石綿含有建材の調査 ・化学物質の濃度測定 ・六価クロム溶出試験 ・PCB 含有シーリング材の調査 ・路床土の支持力比（C B R）試験 ・現場C B R 試験 ・放射線透過試験 ・上記に類する各種試験費等 ②電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に定める機材の試験費及び施工の試験費を除き、積み上げにより算定する。 (積み上げによる試験費の例) ・石綿粉じん濃度測定 ・分析による石綿含有建材の調査 ・P C B 含有調査 ・放射線透過試験 ・テレビ電波障害調査（事前・中間・事後） ・迷走電流測定調査 ・上記に類する各種試験費等			

改 定	現 行
(ヌ) 石綿含有建材の調査費（事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設計図書へ明示しない場合は計上する） (２) 処分費の取扱い 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。	(ヌ) 石綿含有建材の調査費（事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設計図書へ明示しない場合は計上する） (２) 処分費の取扱い 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。
第３章 現場管理費	第３章 現場管理費
１ 現場管理費の区分 現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。	１ 現場管理費の区分 現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。
２ 現場管理費の算定方法 (１) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。 イ. 現場管理費率による算定 (イ) 現場管理費率の算定に用いる T（工期） ①現場管理費率の算定に用いる T（工期）は、入札公告等に表示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し 7 日を減じた日数を 3 0 日／月にて除す。その値は小数点以下第 2 位を四捨五入して 1 位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を 3 0 日／月にて除し、この値を T（工期）として現場管理費率を算出する。 ②工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、現場管理費率の算定に用いる T（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。 (ロ) とりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。 (ハ) リース料の取扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く純工事費の合計額に対応する現場管理費率により純工事費からリース料及び処分費を除いた額の現場管理費を算定する。 (ニ) 純工事費が共通費基準 別表（注 3）で定める範囲を外れる場合 原則として算定式により算定された率を採用する。 (ホ) 現場管理費率の留意事項 ①現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用 ・本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。 ・ 検査、試験の支援に要する費用 ・ 施工図作成の支援に要する費用 ・ その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用	２ 現場管理費の算定方法 (１) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。 イ. 現場管理費率による算定 (イ) 現場管理費率の算定に用いる T（工期） ①現場管理費率の算定に用いる T（工期）は、入札公告等に表示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し 7 日を減じた日数を 3 0 日／月にて除す。その値は小数点以下第 2 位を四捨五入して 1 位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を 3 0 日／月にて除し、この値を T（工期）として現場管理費率を算出する。 ②工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、現場管理費率の算定に用いる T（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。 (ロ) とりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。 (ハ) リース料の取扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く純工事費の合計額に対応する現場管理費率により純工事費からリース料及び処分費を除いた額の現場管理費を算定する。 (ニ) 純工事費が共通費基準 別表（注 3）で定める範囲を外れる場合 原則として算定式により算定された率を採用する。 (ホ) 現場管理費率の留意事項 ①現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用 ・本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。 ・ 検査、試験の支援に要する費用 ・ 施工図作成の支援に要する費用 ・ その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用

改 定	現 行																				
・各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。 ・本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用 ・現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用 ロ．積み上げによる算定 以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。 （イ）要員等の費用 条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等） （２）処分費の取扱い 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。 （３）支給材を使用する場合 支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の２％を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。 第４章 一般管理費等 １ 一般管理費等の算定方法 （１）一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。 イ．一般管理費等率による算定 （イ）前払金支出割合による補正 前払金支出割合が３５％以下の場合の一般管理費等率は、表３－１の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。 なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。 表３－１ 一般管理費等率補正係数 <table><tr><th>前払金支出割合区分（％）</th><th>補正係数</th></tr><tr><td>０から５以下</td><td>１．０５</td></tr><tr><td>５を超え１５以下</td><td>１．０４</td></tr><tr><td>１５を超え２５以下</td><td>１．０３</td></tr><tr><td>２５を超え３５以下</td><td>１．０１</td></tr></table> （ロ）契約保証費について 共通費基準 ４（１）による契約保証費については、工事原価に表３－２による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。	前払金支出割合区分（％）	補正係数	０から５以下	１．０５	５を超え１５以下	１．０４	１５を超え２５以下	１．０３	２５を超え３５以下	１．０１	・各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。 ・本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用 ・現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用 ロ．積み上げによる算定 以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。 （イ）要員等の費用 条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等） （２）処分費の取扱い 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。 （３）支給材を使用する場合 支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の２％を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。 第４章 一般管理費等 １ 一般管理費等の算定方法 （１）一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。 イ．一般管理費等率による算定 （イ）前払金支出割合による補正 前払金支出割合が３５％以下の場合の一般管理費等率は、表３－１の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。 なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。 表３－１ 一般管理費等率補正係数 <table><tr><th>前払金支出割合区分（％）</th><th>補正係数</th></tr><tr><td>０から５以下</td><td>１．０５</td></tr><tr><td>５を超え１５以下</td><td>１．０４</td></tr><tr><td>１５を超え２５以下</td><td>１．０３</td></tr><tr><td>２５を超え３５以下</td><td>１．０１</td></tr></table> （ロ）契約保証費について 共通費基準 ４（１）による契約保証費については、工事原価に表３－２による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。	前払金支出割合区分（％）	補正係数	０から５以下	１．０５	５を超え１５以下	１．０４	１５を超え２５以下	１．０３	２５を超え３５以下	１．０１
前払金支出割合区分（％）	補正係数																				
０から５以下	１．０５																				
５を超え１５以下	１．０４																				
１５を超え２５以下	１．０３																				
２５を超え３５以下	１．０１																				
前払金支出割合区分（％）	補正係数																				
０から５以下	１．０５																				
５を超え１５以下	１．０４																				
１５を超え２５以下	１．０３																				
２５を超え３５以下	１．０１																				

改 定	現 行																				
表 3－2　契約保証費率 <table><tr><th>内 容</th><th>(%)</th></tr><tr><td>保証の方法 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)</td><td>0. 0 4</td></tr><tr><td>保証の方法 2：発注者が役務的保証を必要とする場合</td><td>0. 0 9</td></tr><tr><td>保証の方法 3：上記以外の場合</td><td>補正しない</td></tr><tr><td colspan="2">注) 契約保証のうち、保証の方法 3 の具体例は以下のとおり。 ① 予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、工事請負 契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合</td></tr></table> ロ．積み上げによる算定 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成 19 年法律第 66 号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。	内 容	(%)	保証の方法 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)	0. 0 4	保証の方法 2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0. 0 9	保証の方法 3：上記以外の場合	補正しない	注) 契約保証のうち、保証の方法 3 の具体例は以下のとおり。 ① 予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、工事請負 契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合		表 3－2　契約保証費率 <table><tr><th>内 容</th><th>(%)</th></tr><tr><td>保証の方法 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)</td><td>0. 0 4</td></tr><tr><td>保証の方法 2：発注者が役務的保証を必要とする場合</td><td>0. 0 9</td></tr><tr><td>保証の方法 3：上記以外の場合</td><td>補正しない</td></tr><tr><td colspan="2">注) 契約保証のうち、保証の方法 3 の具体例は以下のとおり。 ① 予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、工事請負 契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合</td></tr></table> ロ．積み上げによる算定 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成 19 年法律第 66 号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。	内 容	(%)	保証の方法 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)	0. 0 4	保証の方法 2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0. 0 9	保証の方法 3：上記以外の場合	補正しない	注) 契約保証のうち、保証の方法 3 の具体例は以下のとおり。 ① 予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、工事請負 契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合	
内 容	(%)																				
保証の方法 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)	0. 0 4																				
保証の方法 2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0. 0 9																				
保証の方法 3：上記以外の場合	補正しない																				
注) 契約保証のうち、保証の方法 3 の具体例は以下のとおり。 ① 予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、工事請負 契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合																					
内 容	(%)																				
保証の方法 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)	0. 0 4																				
保証の方法 2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0. 0 9																				
保証の方法 3：上記以外の場合	補正しない																				
注) 契約保証のうち、保証の方法 3 の具体例は以下のとおり。 ① 予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、工事請負 契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合																					

改 定	現 行
第 4 編 単価、価格等	第 4 編 単価、価格等
第 1 章 共通事項	第 1 章 共通事項
1 単価及び価格に関する数値の取扱い 予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取扱いには以下の通りとする。また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。 （１）物価資料に基づく材料単価、市場単価等 イ．平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第 2 位とする。 ロ．イの端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。 ハ．１つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。 ニ．イの処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第 3 位以降がある場合は小数点以下第 2 位とする。 （２）標準歩掛り等（市場単価の補正含む）に基づく単価 イ．標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第 2 位まで算定した単価を代入する。 ロ．単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第 2 位までとする。 ハ．単価算定に用いる数量に小数点以下第 6 位以降がある場合は、小数点以下第 5 位とする。 （３）製造業者又は専門工事業者の見積価格等 採用する価格の端数処理については有効上位 3 桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第 2 位とする。 （４）細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額 イ．細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位 3 桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。 ロ．細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし端数がでないよう数量又は単価を調整する。 ハ．別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。 2 材料価格等 単価基準 第 1 編 2（１）に定める材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨等の価格変動が大きい資材並びに建物ごとに個性が高い機器等の単価及び価格をいう。	1 単価及び価格に関する数値の取扱い 予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取扱いには以下の通りとする。また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。 （１）物価資料に基づく材料単価、市場単価等 イ．平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第 2 位とする。 ロ．イの端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。 ハ．１つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。 ニ．イの処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第 3 位以降がある場合は小数点以下第 2 位とする。 （２）標準歩掛り等（市場単価の補正含む）に基づく単価 イ．標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第 2 位まで算定した単価を代入する。 ロ．単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第 2 位までとする。 ハ．単価算定に用いる数量に小数点以下第 6 位以降がある場合は、小数点以下第 5 位とする。 （３）製造業者又は専門工事業者の見積価格等 採用する価格の端数処理については有効上位 3 桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第 2 位とする。 （４）細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額 イ．細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位 3 桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。 ロ．細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし端数がでないよう数量又は単価を調整する。 ハ．別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。 2 材料価格等 単価基準 第 1 編 2（１）に定める材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨等の価格変動が大きい資材並びに建物ごとに個性が高い機器等の単価及び価格をいう。

改 定	現 行
3 歩掛り 単価の算定に用いる歩掛りは、単価基準 第1編3で規定される標準歩掛りの他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り（以下「協議会歩掛り」という。）」による。 また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り（以下「参考歩掛り」という。）」及び、市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料（以下「協議会参考」という。）」を参考とする。 4 「その他」の率 歩掛りの「その他」の率は中間値＋1％を標準*とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。 ※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1％を加算。対象は単価基準の表3－1－1～3に示された工種とする。 なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額、<u>環境安全費</u>及び会社経費を適切に反映した率を設定する。 5 市場単価 単価基準 第1編2（3）の掲載条件が一部異なる場合で市場単価を補正して算出する単価（以下「補正市場単価」という。）の補正方法は、次の式による。 なお、補正市場単価の細目工種、補正に用いる歩掛りについては各章による。 $\text{補正市場単価A'} = \text{市場単価A} \times \text{算定式}$ $\text{算定式} = \text{a'} \div \text{a}$ a' = 補正市場単価A'の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価 a = 市場単価Aの細目工種に対応する歩掛りによる複合単価 注) 算定式の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。 6 物価資料の掲載価格 (1) 単価基準 第1編2による単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）、建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の平均値を採用する。 (2) 市場単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用する。 7 製造業者又は専門工事業者の見積価格等 (1) 見積価格 単価基準 第1編2（4）による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。	3 歩掛り 単価の算定に用いる歩掛りは、単価基準 第1編3で規定される標準歩掛りの他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り（以下「協議会歩掛り」という。）」による。 また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り（以下「参考歩掛り」という。）」及び、市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料（以下「協議会参考」という。）」を参考とする。 4 「その他」の率 歩掛りの「その他」の率は中間値＋1％を標準*とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。 ※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1％を加算。対象は単価基準の表3－1－1～3に示された工種とする。 なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額、<u>会社経費</u>を適切に反映した率を設定する。 5 市場単価 単価基準 第1編2（3）の掲載条件が一部異なる場合で市場単価を補正して算出する単価（以下「補正市場単価」という。）の補正方法は、次の式による。 なお、補正市場単価の細目工種、補正に用いる歩掛りについては各章による。 $\text{補正市場単価A'} = \text{市場単価A} \times \text{算定式}$ $\text{算定式} = \text{a'} \div \text{a}$ a' = 補正市場単価A'の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価 a = 市場単価Aの細目工種に対応する歩掛りによる複合単価 注) 算定式の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。 6 物価資料の掲載価格 (1) 単価基準 第1編2による単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）、建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の平均値を採用する。 (2) 市場単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用する。 7 製造業者又は専門工事業者の見積価格等 (1) 見積価格 単価基準 第1編2（4）による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。

改 定	現 行
なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。 (2) 価格決定の参考とする見積書の留意事項 見積書は紙（ファクシミリ含む）又は電磁的記録によることができることから、単価及び価格決定の参考とするために取得した見積書が、当該工事対象のものであることを見積担当者等へ確認し、「確認済」を見積書又は見積比較表に記載（手書きメモ等）する。 なお、いずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可。（担当者印の代替としての直筆署名は不要） 8 改修工事の取扱い (1) 改修工事の分類 改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。 イ. 執務状態、部位、方法等による改修工事の分類 改修工事（建物） 全館無人改修 外部全面改修・外部部分改修 内部全面改修・内部部分改修 執務並行改修 外部全面改修・外部部分改修 内部全面改修・内部部分改修 ロ. 執務状態の区分 改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。 (イ) 全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事という。 (ロ) 執務並行改修：建物に執務者がいる状態で行う改修工事を行い、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。 なお、執務並行改修の場合は、施工者が執務環境に配慮等しながら施工を行うことを前提として単価の補正を行う。 ハ. 部位・方法の区分 改修工事は、上記執務状態の区分による二つの区分を下記のとおりさらに細かく区分することができる。 (イ) 外部全面改修：建物の屋根、外壁等の全面を改修する場合をいう。	なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。 (2) 価格決定の参考とする見積書の留意事項 見積書は紙（ファクシミリ含む）又は電磁的記録によることができることから、単価及び価格決定の参考とするために取得した見積書が、当該工事対象のものであることを見積担当者等へ確認し、「確認済」を見積書又は見積比較表に記載（手書きメモ等）する。 なお、いずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可。（担当者印の代替としての直筆署名は不要） 8 改修工事の取扱い (1) 改修工事の分類 改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。 イ. 執務状態、部位、方法等による改修工事の分類 改修工事（建物） 全館無人改修 外部全面改修・外部部分改修 内部全面改修・内部部分改修 執務並行改修 外部全面改修・外部部分改修 内部全面改修・内部部分改修 ロ. 執務状態の区分 改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。 (イ) 全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事という。 (ロ) 執務並行改修：建物に執務者がいる状態で行う改修工事を行い、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。 なお、執務並行改修の場合は、施工者が執務環境に配慮等しながら施工を行うことを前提として単価の補正を行う。 ハ. 部位・方法の区分 改修工事は、上記執務状態の区分による二つの区分を下記のとおりさらに細かく区分することができる。 (イ) 外部全面改修：建物の屋根、外壁等の全面を改修する場合をいう。

改 定	現 行
(ロ) 外部部分改修：建物の屋根、外壁等の小規模で部分的な改修及びそれらが点在する改修をいう。 (ハ) 内部全面改修：建物の内部全面を改修する場合をいう。 (ニ) 内部部分改修：部屋単位の床、壁、天井等の個別又は複合改修及びそれらが点在する改修をいう。 間仕切り等の撤去・新設、又は設備改修等による取り合い周辺部分の改修をいう。 (2) 執務並行改修の場合の単価の補正 執務並行改修の場合は、施工業者が執務者に配慮等しながら施工をおこなう事を前提として単価の補正をおこなう。 (3) 改修工事の積算に用いる単価の適用 全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合は表A－1、表E－1及び表M－1により、基準単価又は基準補正単価とすることを標準とする。なお、基準単価及び基準補正単価は次による。(表4) イ. 基準単価 単価基準の第2編、第3編、第4編及び本資料に定められた標準歩掛りによる複合単価並びに市場単価及び補正市場単価のほか、参考歩掛り等による複合単価。 ロ. 基準補正単価 (イ) 建築工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の15%増しを標準とする。 また、市場単価及び補正市場単価においては、表A－1による改修補正率を標準として算定する。 (ロ) 電気設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、表E－1による改修補正率を標準として算定する。 (ハ) 機械設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、表M－1による改修補正率を標準として算定する。 (ニ) 著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。	(ロ) 外部部分改修：建物の屋根、外壁等の小規模で部分的な改修及びそれらが点在する改修をいう。 (ハ) 内部全面改修：建物の内部全面を改修する場合をいう。 (ニ) 内部部分改修：部屋単位の床、壁、天井等の個別又は複合改修及びそれらが点在する改修をいう。 間仕切り等の撤去・新設、又は設備改修等による取り合い周辺部分の改修をいう。 (2) 執務並行改修の場合の単価の補正 執務並行改修の場合は、施工業者が執務者に配慮等しながら施工をおこなう事を前提として単価の補正をおこなう。 (3) 改修工事の積算に用いる単価の適用 全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合は表A－1、表E－1及び表M－1により、基準単価又は基準補正単価とすることを標準とする。なお、基準単価及び基準補正単価は次による。(表4) イ. 基準単価 単価基準の第2編、第3編、第4編及び本資料に定められた標準歩掛りによる複合単価並びに市場単価及び補正市場単価のほか、参考歩掛り等による複合単価。 ロ. 基準補正単価 (イ) 建築工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の15%増しを標準とする。 また、市場単価及び補正市場単価においては、表A－1による改修補正率を標準として算定する。 (ロ) 電気設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、表E－1による改修補正率を標準として算定する。 (ハ) 機械設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、表M－1による改修補正率を標準として算定する。 (ニ) 著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。

公共建築工事積算基準等資料の見直し（案）について

改 定	現 行
第 2 章 建 築 工 事 第 1 節 新 営 工 事 第 1 項 仮 設 1 一般事項 （１）仮設は、設計図書等に基づき工事内容や施工条件を確認し適切に算出する。 なお、設計変更に伴う工事費の変更は、設計図書により記載内容が変更された場合とする。 （２）施工条件が明示された場合は、その内容により算出する。 （３）外部足場及び内部足場は、手すり先行方式枠組本足場を標準とする。 2 単価、価格等 （１）共通仮設 イ．仮囲い 仮囲鋼板にイメージアップのための塗装等が設計図書に明示された場合は、必要な費用を計上する。 ロ．仮設鉄板敷 仮設鉄板敷の整備費は、基本料に加え通常の使用で発生する反り等の復旧に係る費用を含む。 ハ．移動式揚重機 （イ）移動式揚重機に係る費用は、設置日数を別途算定し計上する。 （ロ）トラッククレーンを標準とする。ただし、４．９ｔ吊を超え１００ｔ吊未満については、ラフテレーンクレーンとする。 <u>（ハ）トラッククレーン１００ｔ吊以上に係る費用は、施工条件明示により専門工事業者からの見積価格等を参考に定める。</u> （２）直接仮設 イ．遣方、墨出し及び養生・整理清掃後片付け （イ）鉄骨造の地上部は、表Ａ１－１により単価の補正を行う。 （ロ）鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造を標準とし、鉄骨造の墨出し及び養生・整理清掃後片付けを地下部分及び付帯部分（ドライエリア、ピロティ、ピット、外部階段、吹き抜け、バルコニー、外部廊下等）で使用する場合は、表Ａ１－１と表Ａ１－２により補正を行う。 ロ．枠組本足場 （イ）枠組本足場の設置の標準は、表Ａ１－３を参考に選定する。	第 2 章 建 築 工 事 第 1 節 新 営 工 事 第 1 項 仮 設 1 一般事項 （１）仮設は、設計図書等に基づき工事内容や施工条件を確認し適切に算出する。 なお、設計変更に伴う工事費の変更は、設計図書により記載内容が変更された場合とする。 （２）施工条件が明示された場合は、その内容により算出する。 （３）外部足場及び内部足場は、手すり先行方式枠組本足場を標準とする。 2 単価、価格等 （１）共通仮設 イ．仮囲い 仮囲鋼板にイメージアップのための塗装等が設計図書に明示された場合は、必要な費用を計上する。 ロ．仮設鉄板敷 仮設鉄板敷の整備費は、基本料に加え通常の使用で発生する反り等の復旧に係る費用を含む。 ハ．移動式揚重機 （イ）移動式揚重機に係る費用は、設置日数を別途算定し計上する。 （ロ）トラッククレーンを標準とする。ただし、４．９ｔ吊を超え１００ｔ吊未満については、ラフテレーンクレーンとする。 （２）直接仮設 イ．遣方、墨出し及び養生・整理清掃後片付け （イ）鉄骨造の地上部は、表Ａ１－１により単価の補正を行う。 （ロ）鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造を標準とし、鉄骨造の墨出し及び養生・整理清掃後片付けを地下部分及び付帯部分（ドライエリア、ピロティ、ピット、外部階段、吹き抜け、バルコニー、外部廊下等）で使用する場合は、表Ａ１－１と表Ａ１－２により補正を行う。 ロ．枠組本足場 （イ）枠組本足場の設置の標準は、表Ａ１－３を参考に選定する。

改 定	現 行
第 7 項 鉄 骨	第 7 項 鉄 骨
1 一般事項	1 一般事項
現場建方における低層とは平屋建とし、中層とは6階建程度とする。	現場建方における低層とは平屋建とし、中層とは6階建程度とする。
2 単価、価格等	2 単価、価格等
(1) 鋼材単価	(1) 鋼材単価
イ. 鋼材単価は、 <u>製造業者の直接販売価格</u> 、又は <u>その他の取引価格</u> （市中価格）による。	イ. 鋼材単価は、販売価格又は市中価格による。
なお、 <u>製造業者の直接販売価格</u> については <u>規格等に応じた費用</u> （エキストラ価格）を加算する。	なお、実勢販売価格についてはエキストラ価格を加算する。
【鋼材単価算出例】	【鋼材単価算出例】
SN400A CT-200×200×8×12 長さ18.5m の場合	SN400A CT-200×200×8×12 長さ18.5m の場合
ベース価格 H形鋼 <u>製造業者の直接販売価格</u> （無規格200以下）	ベース価格 H形鋼実勢販売価格（無規格200以下）
エキストラ価格 規格エキストラ（SN400A加算）	エキストラ価格 規格エキストラ（SN400A加算）
寸法エキストラ（長さ加算）	寸法エキストラ（長さ加算）
加工エキストラ（CT形鋼加算）等	加工エキストラ（CT形鋼加算）等
上記のベース価格とエキストラ価格を加算する	上記のベース価格とエキストラ価格を加算する
ロ. ベース価格の区分は、表A7-1による。	ロ. ベース価格の区分は、表A7-1による。
ハ. エキストラ価格は表A7-2により区分し、物価資料の掲載価格による。	ハ. エキストラ価格は表A7-2により区分し、物価資料の掲載価格による。
ニ. スクラップ単価は、物価資料の掲載価格のうち規格「鉄屑 ヘビー H2」とする。	ニ. スクラップ単価は、物価資料の掲載価格のうち規格「鉄屑 ヘビー H2」とする。
なお、鋼材屑等のスクラップ数量は、所要数量から設計数量を差し引いた数量の70%とする。	なお、鋼材屑等のスクラップ数量は、所要数量から設計数量を差し引いた数量の70%とする。
(2) 工場加工組立	(2) 工場加工組立
軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格によることができる。	軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格によることができる。
(3) 揚重機械器具	(3) 揚重機械器具
イ. 第1項により、共通仮設費に計上する。	イ. 第1項により、共通仮設費に計上する。
ロ. 機種選定は作業エリアからの最大作業半径と吊上荷重（最上階の1ピース最大質量）により決定する。	ロ. 機種選定は作業エリアからの最大作業半径と吊上荷重（最上階の1ピース最大質量）により決定する。
(4) 工場塗装	(4) 工場塗装
専門工事業者の見積価格等を参考にする。ただし、これによりがたい場合は第4編第1章3による。	専門工事業者の見積価格等を参考にする。ただし、これによりがたい場合は第4編第1章3による。
(5) 現場建方	(5) 現場建方
軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格等によることができる。	軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格等によることができる。
(6) 高力ボルト・普通ボルト類	(6) 高力ボルト・普通ボルト類
締め付け費は、軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格等によることができる。	締め付け費は、軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格等によることができる。

改 定	現 行																																																										
(7) 現場溶接 イ. 軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格等によることができる。 ロ. 参考歩掛り 表 RA-7-4 現場溶接の溶接器具は、半自動アーク溶接機 定格電流 500A を標準とし、機械損料 1.50 とする。 表 A7 - 1 <table><tr><th colspan="4">ベース価格区分表</th></tr><tr><th>鋼材種別</th><th>適用条件</th><th>市中価格</th><th><u>製造業者の</u> <u>直接販売価格</u></th></tr><tr><td>H形鋼 溝形鋼 I 形鋼 等辺山形鋼 外法H形鋼</td><td rowspan="2">数量にかかわらず</td><td>SS400規格品</td><td>左記以外の規格品</td></tr><tr><td></td><td>—</td><td>全ての規格品</td></tr><tr><td>不等辺山形鋼 平鋼 軽量形鋼</td><td rowspan="2">数量にかかわらず</td><td>全ての規格品</td><td rowspan="2">—</td></tr><tr><td></td><td>SSC400相当品</td></tr><tr><td>鋼板（切板）</td><td>数量にかかわらず</td><td>SS400規格品</td><td>左記以外の規格品</td></tr><tr><td>一般構造用炭素鋼鋼管</td><td>—</td><td>STK400の規格品</td><td>左記以外の規格品</td></tr></table>	ベース価格区分表				鋼材種別	適用条件	市中価格	<u>製造業者の</u> <u>直接販売価格</u>	H形鋼 溝形鋼 I 形鋼 等辺山形鋼 外法H形鋼	数量にかかわらず	SS400規格品	左記以外の規格品		—	全ての規格品	不等辺山形鋼 平鋼 軽量形鋼	数量にかかわらず	全ての規格品	—		SSC400相当品	鋼板（切板）	数量にかかわらず	SS400規格品	左記以外の規格品	一般構造用炭素鋼鋼管	—	STK400の規格品	左記以外の規格品	(7) 現場溶接 イ. 軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格等によることができる。 ロ. 参考歩掛り 表 RA-7-4 現場溶接の溶接器具は、半自動アーク溶接機 定格電流 500A を標準とし、機械損料 1.50 とする。 表 A7 - 1 <table><tr><th colspan="4">ベース価格区分表</th></tr><tr><th>鋼材種別</th><th>適用条件</th><th>市中価格</th><th>実勢販売価格</th></tr><tr><td>H形鋼 溝形鋼 I 形鋼 等辺山形鋼 外法H形鋼</td><td rowspan="2">数量にかかわらず</td><td>SS400規格品</td><td>左記以外の規格品</td></tr><tr><td></td><td>—</td><td>全ての規格品</td></tr><tr><td>不等辺山形鋼 平鋼 軽量形鋼</td><td rowspan="2">数量にかかわらず</td><td>全ての規格品</td><td rowspan="2">—</td></tr><tr><td></td><td>SSC400相当品</td></tr><tr><td>鋼板（切板）</td><td>数量にかかわらず</td><td>SS400規格品</td><td>左記以外の規格品</td></tr><tr><td>一般構造用炭素鋼鋼管</td><td>—</td><td>STK400の規格品</td><td>左記以外の規格品</td></tr></table>	ベース価格区分表				鋼材種別	適用条件	市中価格	実勢販売価格	H形鋼 溝形鋼 I 形鋼 等辺山形鋼 外法H形鋼	数量にかかわらず	SS400規格品	左記以外の規格品		—	全ての規格品	不等辺山形鋼 平鋼 軽量形鋼	数量にかかわらず	全ての規格品	—		SSC400相当品	鋼板（切板）	数量にかかわらず	SS400規格品	左記以外の規格品	一般構造用炭素鋼鋼管	—	STK400の規格品	左記以外の規格品
ベース価格区分表																																																											
鋼材種別	適用条件	市中価格	<u>製造業者の</u> <u>直接販売価格</u>																																																								
H形鋼 溝形鋼 I 形鋼 等辺山形鋼 外法H形鋼	数量にかかわらず	SS400規格品	左記以外の規格品																																																								
		—	全ての規格品																																																								
不等辺山形鋼 平鋼 軽量形鋼	数量にかかわらず	全ての規格品	—																																																								
		SSC400相当品																																																									
鋼板（切板）	数量にかかわらず	SS400規格品	左記以外の規格品																																																								
一般構造用炭素鋼鋼管	—	STK400の規格品	左記以外の規格品																																																								
ベース価格区分表																																																											
鋼材種別	適用条件	市中価格	実勢販売価格																																																								
H形鋼 溝形鋼 I 形鋼 等辺山形鋼 外法H形鋼	数量にかかわらず	SS400規格品	左記以外の規格品																																																								
		—	全ての規格品																																																								
不等辺山形鋼 平鋼 軽量形鋼	数量にかかわらず	全ての規格品	—																																																								
		SSC400相当品																																																									
鋼板（切板）	数量にかかわらず	SS400規格品	左記以外の規格品																																																								
一般構造用炭素鋼鋼管	—	STK400の規格品	左記以外の規格品																																																								

改 定

表 A7 - 2

エキストラ価格区分表

鋼材種別	対象エキストラ
H形鋼 外法H形鋼	1.規格エキストラ 2.寸法エキストラ（長さ・サイズ・極厚） 3.加工エキストラ（C T形鋼・ショット）
<u>「削除」</u>	
溝形鋼 <u>I形鋼</u>	1.規格エキストラ 2.寸法エキストラ
等辺山形鋼	1.規格エキストラ
<u>一般構造用炭素鋼鋼管</u>	<u>1.規格エキストラ</u> <u>2.外径エキストラ</u> <u>3.寸法エキストラ</u>
<u>鋼板（切板）</u>	<u>1.規格エキストラ</u> <u>2.板厚エキストラ</u> <u>3.単質別、形状別エキストラ</u> <u>4.切断エキストラ</u> <u>5.孔あけ加工エキストラ</u> <u>6.面取り加工エキストラ</u> <u>7.開先加工エキストラ</u> <u>8.マーキングエキストラ</u> <u>9.スニップ・スカラップエキストラ</u> <u>10.材料検査エキストラ</u>

現 行

表 A7 - 2

エキストラ価格区分表

鋼材種別	対象エキストラ
H形鋼 外法H形鋼	1.規格エキストラ 2.寸法エキストラ（長さ・サイズ・極厚） 3.加工エキストラ（C T形鋼・ショット）
<u>鋼板</u>	<u>1.規格エキストラ</u> <u>2.寸法エキストラ（幅・長さ・厚み）</u> <u>3.輸送エキストラ</u> <u>4.特別仕様エキストラ</u>
溝形鋼	1.規格エキストラ 2.寸法エキストラ
等辺山形鋼 <u>鋼板（切板）</u>	1.規格エキストラ

改 定	現 行
第 18 項 排水	第 18 項 排水
1 一般事項	1 一般事項
建物周囲の構内通路、前庭まわり、駐車場、歩道等の排水工事に適用する。	建物周囲の構内通路、前庭まわり、駐車場、歩道等の排水工事に適用する。
2 単価、価格等	2 単価、価格等
排水工事	排水工事
イ．縁石及びL形側溝は、参考歩掛り 表R A－2 0－1 及び表R A－2 0－2 による。<u>また、歩掛りには土工事及び建設発生土処理（敷き均し）を含む。</u>	イ．縁石及びL形側溝は、参考歩掛り 表R A－2 0－1 及び表R A－2 0－2 による。
ロ．U形側溝の協議会歩掛りを参考にする場合は、歩掛りに蓋は含まれていないため、別途加算する。<u>また、歩掛りには土工事及び建設発生土処理（敷き均し）を含む。</u>	ロ．U形側溝の協議会歩掛りを参考にする場合は、歩掛りに蓋は含まれていないため、別途加算する。

公共建築工事積算基準等資料の改定について		第3章 電気設備工事 第1節 新営工事 第1項 共通工事
改 定		現 行
第3章 電気設備工事 第1節 新営工事 第1項 共通工事 1 一般事項 補正市場単価は、第4編第1章5により算出し、その算定式は附表E 1～附表E 2.5による。 2 単価、価格等 (1) 配管工事 イ. 配管工事の細目工種は、単価基準によるほか表E 1―1による。 ロ. 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、附属品、雑材料、配管等の施工上の迂回等を含む。 ハ. ボンディングは電力用の場合に計上し、鋼製電線管、金属製位置ボックス（金属管用露出を除く。）及び金属製可とう電線管（接地線を使用しない場合。）に適用する。 ニ. 耐震支持など特別な支持を行う場合は、支持材を加算する。 ホ. B S形ケーブルラック（立上り配線専用両面形）の所要量は、割増しを行わない。 ヘ. 1種金属線びの附属品及びボックス類は、別途計上する。 ト. 金属ダクトのつり金具等の支持材は、別途計上する。 チ. 電力用プルボックスは、プルボックス用接地端子を計上する。 リ. 位置ボックスは、代表的なボックスに置換えて計上する。 (2) 配線工事 イ. 配線工事の細目工種は、単価基準によるほか表E 1―2による。 ロ. 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、雑材料、電線等の施工上の迂回等を含む。 ハ. 金属線びに収容する配線工事の所要量は、各細目工種の管内配線を適用する。 ニ. 長さ1 m以上の通線を行わない配管には、導入線を計上する。 ホ. 波付硬質合成樹脂管及び線び類については、導入線を計上しない。 ヘ. 6 0 0 Vポリエチレンケーブルで、デュプレックス形は2 C、トリプレックス形は3 C、カドラプレックス形は4 Cの所要量を適用する。 ト. 光ファイバケーブル敷設のためのクロージャ―及び成端箱の材料費並びに施工費は、別途計上する。 チ. 光ファイバケーブル及びLAN用ケーブル（UTP）の端部にコネクタ・プラグユニッ		第3章 電気設備工事 第1節 新営工事 第1項 共通工事 1 一般事項 補正市場単価は、第4編第1章5により算出し、その算定式は附表E 1～附表E 3.4による。 2 単価、価格等 (1) 配管工事 イ. 配管工事の細目工種は、単価基準によるほか表E 1―1による。 ロ. 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、附属品、雑材料、配管等の施工上の迂回等を含む。 ハ. ボンディングは電力用の場合に計上し、鋼製電線管、金属製位置ボックス（金属管用露出を除く。）及び金属製可とう電線管（接地線を使用しない場合。）に適用する。 ニ. 耐震支持など特別な支持を行う場合は、支持材を加算する。 ホ. B S形ケーブルラック（立上り配線専用両面形）の所要量は、割増しを行わない。 ヘ. 1種金属線びの附属品及びボックス類は、別途計上する。 ト. 金属ダクトのつり金具等の支持材は、別途計上する。 チ. 電力用プルボックスは、プルボックス用接地端子を計上する。 リ. 位置ボックスは、代表的なボックスに置換えて計上する。 (2) 配線工事 イ. 配線工事の細目工種は、単価基準によるほか表E 1―2による。 ロ. 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、雑材料、電線等の施工上の迂回等を含む。 ハ. 金属線びに収容する配線工事の所要量は、各細目工種の管内配線を適用する。 ニ. 長さ1 m以上の通線を行わない配管には、導入線を計上する。 ホ. 波付硬質合成樹脂管及び線び類については、導入線を計上しない。 ヘ. 6 0 0 Vポリエチレンケーブルで、デュプレックス形は2 C、トリプレックス形は3 C、カドラプレックス形は4 Cの所要量を適用する。 ト. 光ファイバケーブル敷設のためのクロージャ―及び成端箱の材料費並びに施工費は、別途計上する。 チ. 光ファイバケーブル及びLAN用ケーブル（UTP）の端部にコネクタ・プラグユニッ

公共建築工事積算基準等資料の改定について				第3章 電気設備工事 第1節 新営工事 第1項 共通工事			
改 定				現 行			
表 E1-1 補正市場単価 【配管工事】				表 E1-1 補正市場単価 【配管工事】			
細 目	摘 要	単位	備考	細 目	摘 要	単位	備考
ケーブルラック	トレ形 ZT 200～600（1段目及び2段積の2段目）	m		電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 隠ぺい・埋込配管 16～28、隠ぺい配管 36～82、露出配管 16～82	m	
ケーブルラック	はしご形 ZM 400～1000BS	m		ケーブルラック	トレ形 ZT 200～600（1段目及び2段積の2段目）	m	
ケーブルラック	はしご形 ZM 200～1000A、400～1000B 支持材別途 （共同溝内敷設）	m		ケーブルラック	はしご形 ZM 400～1000BS	m	
ケーブルラック	はしご形 ZA 200～1000A、400～1000B 支持材別途 （共同溝内敷設）	m		ケーブルラック	はしご形 ZM 200～1000A、400～1000B 支持材別途 （共同溝内敷設）	m	
ケーブルラック	はしご形 AL 200～1000A、400～1000B 支持材別途 （共同溝内敷設）	m		ケーブルラック	はしご形 Z35 200～1000A、400～1000B 支持材別途 （共同溝内敷設）	m	
				ケーブルラック	はしご形 ZA 200～1000A、400～1000B （1段目及び2段積の2段目）	m	
				ケーブルラック	はしご形 ZA 200～1000A、400～1000B 支持材別途 （共同溝内敷設）	m	
				ケーブルラック	はしご形 AL 200～1000A、400～1000B 支持材別途 （共同溝内敷設）	m	

公共建築工事積算基準等資料		第4章 機械設備工事
		第1節 新営工事 第2項 空気調和設備工事
改	定	現 行
2 項 空気調和設備工事		第2項 空気調和設備工事
単価、価格等		1 単価、価格等
(1) 機器設備 イ、吸収冷凍機、吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニットの保温は、製造業者の見積価格等を参考に にする。 ロ、冷却塔のうち冷却能力が334kWを超えるものの据付は、協議会歩掛りによる。 ハ、パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空 気調和機の冷媒管は、特記がなければ価格を算出するにあたって参考とした製造業者の口径を基 に、単価基準 第4編第1章第1節1配管工事により計上する。ただし、分岐ユニットは、製造 業者の見積価格等を参考にする。 ニ、地下オイルタンク附属品は、協議会歩掛りによる。 ホ、空気熱源ヒートポンプユニット（モジュール形）の据付は、モジュール毎に加算して計上す る。 ヘ、軸流送風機及び斜流送風機の歩掛りは、消音ボックス付送風機に準ずる。 ト、全熱交換ユニット（カセット形）の歩掛りは、協議会歩掛りによる。 (2) ダクト設備 イ、ダクト設備の細目工種は、単価基準及び表M1－4による。 ロ、ステンレス製ダクト及び硬質塩化ビニル製ダクトは、協議会歩掛りによる。 ハ、ウェザーカバーは、協議会歩掛りによる。 ニ、チャンパー等の吊り用インサート取付費は、必要箇所数を別途計上する。 なお、シーリングディフューザー用既製品ボックスのインサートの必要箇所数は、1箇所とす る。 ホ、400φ以上のスパイラルダクトは、参考歩掛り 表RM－2－4による。 ヘ、スライドオンフランジ工法に用いる材料のコーナー金具の板厚は、2.3mmを代用することがで きる。 ト、銅板製ダクト（1.6mm）は、参考歩掛り 表RM－2－2による。 <u>チ、ダクトに用いるフランジ用ガasketの厚みは、3mmのものは4mmを、5mmのものは6mmをそれぞ れ代用することができる。</u> (3) 弁装置類 本歩掛りは、該当する歩掛りが無い場合は、類似の歩掛りを組み合わせて作成する。		(1) 機器設備 イ、吸収冷凍機、吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニットの保温は、製造業者の見積価格等を参考 にする。 ロ、冷却塔のうち冷却能力が334kWを超えるものの据付は、協議会歩掛りによる。 ハ、パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空 気調和機の冷媒管は、特記がなければ価格を算出するにあたって参考とした製造業者の口径を基 に、単価基準 第4編第1章第1節1配管工事により計上する。ただし、分岐ユニットは、製造 業者の見積価格等を参考にする。 ニ、地下オイルタンク附属品は、協議会歩掛りによる。 ホ、空気熱源ヒートポンプユニット（モジュール形）の据付は、モジュール毎に加算して計上す る。 ヘ、軸流送風機及び斜流送風機の歩掛りは、消音ボックス付送風機に準ずる。 ト、全熱交換ユニット（カセット形）の歩掛りは、協議会歩掛りによる。 (2) ダクト設備 イ、ダクト設備の細目工種は、単価基準及び表M1－4による。 ロ、ステンレス製ダクト及び硬質塩化ビニル製ダクトは、協議会歩掛りによる。 ハ、ウェザーカバーは、協議会歩掛りによる。 ニ、チャンパー等の吊り用インサート取付費は、必要箇所数を別途計上する。 なお、シーリングディフューザー用既製品ボックスのインサートの必要箇所数は、1箇所とす る。 ホ、400φ以上のスパイラルダクトは、参考歩掛り 表RM－2－4による。 ヘ、スライドオンフランジ工法に用いる材料のコーナー金具の板厚は、2.3mmを代用することがで きる。 ト、銅板製ダクト（1.6mm）は、参考歩掛り 表RM－2－2による。 (3) 弁装置類 本歩掛りは、該当する歩掛りが無い場合は、類似の歩掛りを組み合わせて作成する。

改 定							現 行						
附表 補正市場単価算出方法 P124													
塗装工事													
市場単価							**市場単価**						
細 目	摘 要			単位	単価記号		細 目	摘 要			単位	単価記号	
	下地種類等	塗装種別	作業工程					下地種類等	塗装種別	作業工程			
錆止め塗り	現場 1 回 鉄鋼面（屋内外）	Az種	A種	㎡	A		錆止め塗り	現場 1 回 鉄鋼面（屋内外）	A種	A種	㎡	A	
錆止め塗り	現場 1 回 鉄鋼面（屋内）	Bs種	A種	㎡	B		錆止め塗り	現場 1 回 鉄鋼面（屋内）	B種	A種	㎡	B	
錆止め塗り	現場 1 回 亜鉛めっき鋼・鋼製建具面（屋内外）	Az種	A種	㎡	C		錆止め塗り	現場 1 回 亜鉛めっき鋼・鋼製建具面（屋内外）	A種	A種	㎡	C	
SOP塗り	鉄鋼・亜鉛めっき鋼・鋼製建具面（屋内外）	1種	B種	㎡	D		SOP塗り	鉄鋼・亜鉛めっき鋼・鋼製建具面（屋内外）	1種	B種	㎡	D	
SOP塗り	（素地ごしらえA種共）木部（屋内）	1種	B種	㎡	E		SOP塗り	（素地ごしらえA種共）木部（屋内）	1種	B種	㎡	E	
EP塗り	（素地ごしらえB種共） せっこうボード面		B種	㎡	F		EP塗り	（素地ごしらえB種共） せっこうボード面		B種	㎡	F	
EP塗り	（素地ごしらえB種共） けい酸カルシウム板・モルタル面		B種	㎡	R		EP塗り	（素地ごしらえB種共） けい酸カルシウム板・モルタル面		B種	㎡	R	
DP塗り	鉄鋼・亜鉛めっき鋼・鋼製建具面	1級		㎡	G		DP塗り	鉄鋼・亜鉛めっき鋼・鋼製建具面	1級		㎡	G	
CL塗り	（素地ごしらえB種共）木部		B種	㎡	I		CL塗り	（素地ごしらえB種共）木部		B種	㎡	I	
OS塗り	（素地ごしらえB種共）木部			㎡	J		OS塗り	（素地ごしらえB種共）木部			㎡	J	
SOP塗り	細幅物糸幅300mm以下 （素地ごしらえA種共）木部（屋内）	1種	B種	m	K		SOP塗り	細幅物糸幅300mm以下 （素地ごしらえA種共）木部（屋内）	1種	B種	m	K	
SOP塗り	細幅物糸幅300mm以下 （錆止め現場1回共）鉄鋼面（屋内）		B種	m	L		SOP塗り	細幅物糸幅300mm以下 （錆止め現場1回共）鉄鋼面（屋内）		B種	m	L	
CL塗り	細幅物糸幅300mm以下（素地ごしらえB種共）木部		B種	m	M		CL塗り	細幅物糸幅300mm以下（素地ごしらえB種共）木部		B種	m	M	
OS塗り	細幅物糸幅300mm以下（素地ごしらえB種共）木部			m	N		OS塗り	細幅物糸幅300mm以下（素地ごしらえB種共）木部			m	N	
素地ごしらえ	木部（屋内）		A種	㎡	O		素地ごしらえ	木部（屋内）		A種	㎡	O	
素地ごしらえ	せっこうボード面		B種	㎡	P		素地ごしらえ	せっこうボード面		B種	㎡	P	
素地ごしらえ	けい酸カルシウム板・モルタル面		B種	㎡	S		素地ごしらえ	けい酸カルシウム板・モルタル面		B種	㎡	S	
素地ごしらえ	押出成形セメント板面		B種	㎡	Q		素地ごしらえ	押出成形セメント板面		B種	㎡	Q	
参考歩掛り（標仕仕様）							**参考歩掛り（標仕仕様）**						
細 目	摘 要			単位	歩掛り記号	表番号	細 目	摘 要			単位	歩掛り記号	表番号
	下地種類等	塗装種別	作業工程					下地種類等	塗装種別	作業工程			
錆止め塗り	現場 1 回 鉄鋼面（仕様：第 8 節）	鉛70d2種	A種	㎡	1	表RA-17-7	錆止め塗り	現場 1 回 鉄鋼面（仕様：第 8 節）	鉛70d2種	A種	㎡	1	表RA-17-7
錆止め塗り	現場 1 回 鉄鋼面（仕様：第 8 節）	鉛70d2種	B種	㎡	2	表RA-17-7	錆止め塗り	現場 1 回 鉄鋼面（仕様：第 8 節）	鉛70d2種	B種	㎡	2	表RA-17-7
錆止め塗り	現場 1 回 鉄鋼面 素地ごしらえ別途（仕様：第4節）	鉛70d1種	A種	㎡	119	表RA-17-7	錆止め塗り	現場 1 回 鉄鋼面 素地ごしらえ別途（仕様：第4節）	鉛70d1種	A種	㎡	119	表RA-17-7
錆止め塗り	現場 1 回 鉄鋼面 素地ごしらえ別途（仕様：第4節）	鉛70d1種	B種	㎡	3	表RA-17-7	錆止め塗り	現場 1 回 鉄鋼面 素地ごしらえ別途（仕様：第4節）	鉛70d1種	B種	㎡	3	表RA-17-7
錆止め塗り	工場 1 回 鉄鋼面 素地ごしらえ別途（仕様：第4節）	鉛70d1種	A,B種	㎡	4	表RA-17-7	錆止め塗り	工場 1 回 鉄鋼面 素地ごしらえ別途（仕様：第4節）	鉛70d1種	A,B種	㎡	4	表RA-17-7
SOP塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	木部 素地ごしらえ別途	1種	A種	㎡	120	表RA-17-8	SOP塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	木部 素地ごしらえ別途	1種	A種	㎡	120	表RA-17-8
SOP塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	木部 素地ごしらえ別途	1種	B種	㎡	121	表RA-17-8	SOP塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	木部 素地ごしらえ別途	1種	B種	㎡	121	表RA-17-8
SOP塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	鉄鋼面（屋内外）	1種	A種	㎡	9	表RA-17-8	SOP塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	鉄鋼面（屋内外）	1種	A種	㎡	9	表RA-17-8
SOP塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	鉄鋼面（屋内外）	1種	B種	㎡	d 1	表RA-17-8	SOP塗り（合成樹脂調合ペイント塗り）	鉄鋼面（屋内外）	1種	B種	㎡	d 1	表RA-17-8
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	一般面 素地ごしらえ別途		A種	㎡	12	表RA-17-9	EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	一般面 素地ごしらえ別途		A種	㎡	12	表RA-17-9
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	見上げ面 素地ごしらえ別途		A種	㎡	13	表RA-17-9	EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	見上げ面 素地ごしらえ別途		A種	㎡	13	表RA-17-9
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	一般面 素地ごしらえ別途		B種	㎡	122	表RA-17-9	EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	一般面 素地ごしらえ別途		B種	㎡	122	表RA-17-9
EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	見上げ面 素地ごしらえ別途		B種	㎡	123	表RA-17-9	EP塗り（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	見上げ面 素地ごしらえ別途		B種	㎡	123	表RA-17-9
EP-G塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	一般面 素地ごしらえ別途		A種	㎡	44	表RA-17-10	EP-G塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	一般面 素地ごしらえ別途		A種	㎡	44	表RA-17-10
EP-G塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	見上げ面 素地ごしらえ別途		A種	㎡	45	表RA-17-10	EP-G塗り（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）	見上げ面 素地ごしらえ別途		A種	㎡	45	表RA-17-10

公共建築工事積算基準等資料の改定について

電気設備工事
附表

改定

現行

配管工事1を削除	【配管工事 1】耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 隠ぺい・埋込・露出配管				
	補正市場単価				
	細 目	摘 要	単 位	市場単価	算定式
	電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 隠ぺい・埋込配管 16	m	A	a ÷ g
	電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 隠ぺい・埋込配管 22	m	B	b ÷ r
	電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 隠ぺい・埋込配管 28	m	C	c ÷ s
	電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 隠ぺい配管 36	m	D	d ÷ t
	電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 隠ぺい配管 42	m	E	e ÷ u
	電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 隠ぺい配管 54	m	F	f ÷ v
	電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 隠ぺい配管 70	m	G	g ÷ w
	電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 隠ぺい配管 82	m	H	h ÷ x
	電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 露出配管 16	m	I	i ÷ y
	電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 露出配管 22	m	J	j ÷ z
	電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 露出配管 28	m	K	k ÷ α
	電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 露出配管 36	m	L	l ÷ β
	電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 露出配管 42	m	M	m ÷ γ
	電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 露出配管 54	m	N	n ÷ δ
	電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 露出配管 70	m	O	o ÷ ε
	電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE) 露出配管 82	m	P	p ÷ ζ
	市場単価				
	細 目	摘 要	単 位	単価記号	
	電線管	硬質ビニル電線管(VF) 隠ぺい・埋込配管 16	m	A	
	電線管	硬質ビニル電線管(VF) 隠ぺい・埋込配管 22	m	B	
	電線管	硬質ビニル電線管(VF) 隠ぺい・埋込配管 28	m	C	
	電線管	硬質ビニル電線管(VF) 隠ぺい配管 36	m	D	
	電線管	硬質ビニル電線管(VF) 隠ぺい配管 42	m	E	
	電線管	硬質ビニル電線管(VF) 隠ぺい配管 54	m	F	
	電線管	硬質ビニル電線管(VF) 隠ぺい配管 70	m	G	
	電線管	硬質ビニル電線管(VF) 隠ぺい配管 82	m	H	
	電線管	硬質ビニル電線管(VF) 露出配管 16	m	I	
	電線管	硬質ビニル電線管(VF) 露出配管 22	m	J	
	電線管	硬質ビニル電線管(VF) 露出配管 28	m	K	
	電線管	硬質ビニル電線管(VF) 露出配管 36	m	L	

公共建築工事積算基準等資料の改定について

電気設備工事
附表

改 定

現 行

配管工事1を削除

市場単価				
細 目	摘 要	単位	単価記号	
電線管	硬質PVC電線管(VF) 露出配管 42	m	M	
電線管	硬質PVC電線管(VF) 露出配管 54	m	N	
電線管	硬質PVC電線管(VF) 露出配管 70	m	O	
電線管	硬質PVC電線管(VF) 露出配管 82	m	P	
参考歩掛り				
細 目	摘 要	単位	歩掛り記号	表番号
電線管	耐衝撃性硬質PVC電線管(HIVE) 隠ぺい・埋込配管 16	m	a	表RE-1-1
電線管	耐衝撃性硬質PVC電線管(HIVE) 隠ぺい・埋込配管 22	m	b	表RE-1-1
電線管	耐衝撃性硬質PVC電線管(HIVE) 隠ぺい・埋込配管 28	m	c	表RE-1-1
電線管	耐衝撃性硬質PVC電線管(HIVE) 隠ぺい配管 36	m	d	表RE-1-1
電線管	耐衝撃性硬質PVC電線管(HIVE) 隠ぺい配管 42	m	e	表RE-1-1
電線管	耐衝撃性硬質PVC電線管(HIVE) 隠ぺい配管 54	m	f	表RE-1-1
電線管	耐衝撃性硬質PVC電線管(HIVE) 隠ぺい配管 70	m	g	表RE-1-1
電線管	耐衝撃性硬質PVC電線管(HIVE) 隠ぺい配管 82	m	h	表RE-1-1
電線管	耐衝撃性硬質PVC電線管(HIVE) 露出配管 16	m	i	表RE-1-1
電線管	耐衝撃性硬質PVC電線管(HIVE) 露出配管 22	m	j	表RE-1-1
電線管	耐衝撃性硬質PVC電線管(HIVE) 露出配管 28	m	k	表RE-1-1
電線管	耐衝撃性硬質PVC電線管(HIVE) 露出配管 36	m	l	表RE-1-1
電線管	耐衝撃性硬質PVC電線管(HIVE) 露出配管 42	m	m	表RE-1-1
電線管	耐衝撃性硬質PVC電線管(HIVE) 露出配管 54	m	n	表RE-1-1
電線管	耐衝撃性硬質PVC電線管(HIVE) 露出配管 70	m	o	表RE-1-1
電線管	耐衝撃性硬質PVC電線管(HIVE) 露出配管 82	m	p	表RE-1-1
電線管	硬質PVC電線管(VF) 隠ぺい・埋込配管 16	m	q	表RE-1-1
電線管	硬質PVC電線管(VF) 隠ぺい・埋込配管 22	m	r	表RE-1-1
電線管	硬質PVC電線管(VF) 隠ぺい・埋込配管 28	m	s	表RE-1-1
電線管	硬質PVC電線管(VF) 隠ぺい配管 36	m	t	表RE-1-1
電線管	硬質PVC電線管(VF) 隠ぺい配管 42	m	u	表RE-1-1
電線管	硬質PVC電線管(VF) 隠ぺい配管 54	m	v	表RE-1-1
電線管	硬質PVC電線管(VF) 隠ぺい配管 70	m	w	表RE-1-1
電線管	硬質PVC電線管(VF) 隠ぺい配管 82	m	x	表RE-1-1
電線管	硬質PVC電線管(VF) 露出配管 16	m	y	表RE-1-1
電線管	硬質PVC電線管(VF) 露出配管 22	m	z	表RE-1-1

公共建築工事積算基準等資料の改定について		電気設備工事 附表																																				
改 定		現 行																																				
配管工事1を削除		***参考歩掛り*** <table><tr><th>細 目</th><th>摘 要</th><th>単位</th><th>歩掛り記号</th><th>表番号</th></tr><tr><td>電線管</td><td>硬質ビニル電線管 (VE) 露出配管 28</td><td>m</td><td>α</td><td>表RE-1-1</td></tr><tr><td>電線管</td><td>硬質ビニル電線管 (VE) 露出配管 36</td><td>m</td><td>β</td><td>表RE-1-1</td></tr><tr><td>電線管</td><td>硬質ビニル電線管 (VE) 露出配管 42</td><td>m</td><td>γ</td><td>表RE-1-1</td></tr><tr><td>電線管</td><td>硬質ビニル電線管 (VE) 露出配管 54</td><td>m</td><td>δ</td><td>表RE-1-1</td></tr><tr><td>電線管</td><td>硬質ビニル電線管 (VE) 露出配管 70</td><td>m</td><td>ε</td><td>表RE-1-1</td></tr><tr><td>電線管</td><td>硬質ビニル電線管 (VE) 露出配管 82</td><td>m</td><td>ζ</td><td>表RE-1-1</td></tr></table>		細 目	摘 要	単位	歩掛り記号	表番号	電線管	硬質ビニル電線管 (VE) 露出配管 28	m	α	表RE-1-1	電線管	硬質ビニル電線管 (VE) 露出配管 36	m	β	表RE-1-1	電線管	硬質ビニル電線管 (VE) 露出配管 42	m	γ	表RE-1-1	電線管	硬質ビニル電線管 (VE) 露出配管 54	m	δ	表RE-1-1	電線管	硬質ビニル電線管 (VE) 露出配管 70	m	ε	表RE-1-1	電線管	硬質ビニル電線管 (VE) 露出配管 82	m	ζ	表RE-1-1
細 目	摘 要	単位	歩掛り記号	表番号																																		
電線管	硬質ビニル電線管 (VE) 露出配管 28	m	α	表RE-1-1																																		
電線管	硬質ビニル電線管 (VE) 露出配管 36	m	β	表RE-1-1																																		
電線管	硬質ビニル電線管 (VE) 露出配管 42	m	γ	表RE-1-1																																		
電線管	硬質ビニル電線管 (VE) 露出配管 54	m	δ	表RE-1-1																																		
電線管	硬質ビニル電線管 (VE) 露出配管 70	m	ε	表RE-1-1																																		
電線管	硬質ビニル電線管 (VE) 露出配管 82	m	ζ	表RE-1-1																																		
配管工事1 ～ 配管工事3 改定なし（番号繰り上がり）		配管工事2 ～ 配管工事4																																				

公共建築工事積算基準等資料の改定について

電気設備工事
附表

改定

現行

【配管工事 **A**】ケーブルラック **ZA** 支持材別途「別途用意する支持材に敷設・共同構内敷設等」

＊＊補正市場単価＊＊

細目	摘要	単位	市場単価	算定式
ケーブルラック	はしご形 ZA 200A 支持材別途	m	A	a ÷ m
ケーブルラック	はしご形 ZA 300A 支持材別途	m	B	b ÷ n
ケーブルラック	はしご形 ZA 400A 支持材別途	m	C	c ÷ o
ケーブルラック	はしご形 ZA 500A 支持材別途	m	D	d ÷ p
ケーブルラック	はしご形 ZA 600A 支持材別途	m	E	e ÷ q
ケーブルラック	はしご形 ZA 800A 支持材別途	m	F	f ÷ r
ケーブルラック	はしご形 ZA 1000A 支持材別途	m	G	g ÷ s
ケーブルラック	はしご形 ZA 400B 支持材別途	m	H	h ÷ t
ケーブルラック	はしご形 ZA 500B 支持材別途	m	I	i ÷ u
ケーブルラック	はしご形 ZA 600B 支持材別途	m	J	j ÷ v
ケーブルラック	はしご形 ZA 800B 支持材別途	m	K	k ÷ w
ケーブルラック	はしご形 ZA 1000B 支持材別途	m	L	l ÷ x

＊＊市場単価＊＊

細目	摘要	単位	単価記号	
ケーブルラック	はしご形 ZA 200A (2段積の2段目)	m	A	
ケーブルラック	はしご形 ZA 300A (2段積の2段目)	m	B	
ケーブルラック	はしご形 ZA 400A (2段積の2段目)	m	C	
ケーブルラック	はしご形 ZA 500A (2段積の2段目)	m	D	
ケーブルラック	はしご形 ZA 600A (2段積の2段目)	m	E	
ケーブルラック	はしご形 ZA 800A (2段積の2段目)	m	F	
ケーブルラック	はしご形 ZA 1000A (2段積の2段目)	m	G	
ケーブルラック	はしご形 ZA 400B (2段積の2段目)	m	H	
ケーブルラック	はしご形 ZA 500B (2段積の2段目)	m	I	
ケーブルラック	はしご形 ZA 600B (2段積の2段目)	m	J	
ケーブルラック	はしご形 ZA 800B (2段積の2段目)	m	K	
ケーブルラック	はしご形 ZA 1000B (2段積の2段目)	m	L	

【配管工事 **B**】ケーブルラック **Z35** 支持材別途「別途用意する支持材に敷設・共同構内敷設等」

＊＊補正市場単価＊＊

細目	摘要	単位	市場単価	算定式
ケーブルラック	はしご形 Z35 200A 支持材別途	m	A	a ÷ m
ケーブルラック	はしご形 Z35 300A 支持材別途	m	B	b ÷ n
ケーブルラック	はしご形 Z35 400A 支持材別途	m	C	c ÷ o
ケーブルラック	はしご形 Z35 500A 支持材別途	m	D	d ÷ p
ケーブルラック	はしご形 Z35 600A 支持材別途	m	E	e ÷ q
ケーブルラック	はしご形 Z35 800A 支持材別途	m	F	f ÷ r
ケーブルラック	はしご形 Z35 1000A 支持材別途	m	G	g ÷ s
ケーブルラック	はしご形 Z35 400B 支持材別途	m	H	h ÷ t
ケーブルラック	はしご形 Z35 500B 支持材別途	m	I	i ÷ u
ケーブルラック	はしご形 Z35 600B 支持材別途	m	J	j ÷ v
ケーブルラック	はしご形 Z35 800B 支持材別途	m	K	k ÷ w
ケーブルラック	はしご形 Z35 1000B 支持材別途	m	L	l ÷ x

＊＊市場単価＊＊

細目	摘要	単位	単価記号	
ケーブルラック	はしご形 Z35 200A (2段積の2段目)	m	A	
ケーブルラック	はしご形 Z35 300A (2段積の2段目)	m	B	
ケーブルラック	はしご形 Z35 400A (2段積の2段目)	m	C	
ケーブルラック	はしご形 Z35 500A (2段積の2段目)	m	D	
ケーブルラック	はしご形 Z35 600A (2段積の2段目)	m	E	
ケーブルラック	はしご形 Z35 800A (2段積の2段目)	m	F	
ケーブルラック	はしご形 Z35 1000A (2段積の2段目)	m	G	
ケーブルラック	はしご形 Z35 400B (2段積の2段目)	m	H	
ケーブルラック	はしご形 Z35 500B (2段積の2段目)	m	I	
ケーブルラック	はしご形 Z35 600B (2段積の2段目)	m	J	
ケーブルラック	はしご形 Z35 800B (2段積の2段目)	m	K	
ケーブルラック	はしご形 Z35 1000B (2段積の2段目)	m	L	

公共建築工事積算基準等資料の改定について

電気設備工事 附表

改定

現 行

＊ ＊ 参考歩掛り ＊ ＊

細 目	摘 要	単位	歩掛り記号	表番号
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 200A (2段積の2段目) 支持材別途	m	a	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 300A (2段積の2段目) 支持材別途	m	b	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 400A (2段積の2段目) 支持材別途	m	c	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 500A (2段積の2段目) 支持材別途	m	d	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 600A (2段積の2段目) 支持材別途	m	e	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 800A (2段積の2段目) 支持材別途	m	f	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 1000A (2段積の2段目) 支持材別途	m	g	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 400B (2段積の2段目) 支持材別途	m	h	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 500B (2段積の2段目) 支持材別途	m	i	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 600B (2段積の2段目) 支持材別途	m	j	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 800B (2段積の2段目) 支持材別途	m	k	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 1000B (2段積の2段目) 支持材別途	m	l	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 200A (2段積の2段目) 支持材加算	m	m	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 300A (2段積の2段目) 支持材加算	m	n	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 400A (2段積の2段目) 支持材加算	m	o	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 500A (2段積の2段目) 支持材加算	m	p	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 600A (2段積の2段目) 支持材加算	m	q	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 800A (2段積の2段目) 支持材加算	m	r	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 1000A (2段積の2段目) 支持材加算	m	s	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 400B (2段積の2段目) 支持材加算	m	t	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 500B (2段積の2段目) 支持材加算	m	u	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 600B (2段積の2段目) 支持材加算	m	v	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 800B (2段積の2段目) 支持材加算	m	w	表RE-1-4
ケブﾞ ㊦㊧	はしご形 ㊦㊧ 1000B (2段積の2段目) 支持材加算	m	x	表RE-1-4

＊ ＊ 参考歩掛り ＊ ＊

細 目	摘 要	単位	歩掛り記号	表番号
ケーブ 877777	はしご形 235 200A (2段積の2段目) 支持材別途	m	a	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 300A (2段積の2段目) 支持材別途	m	b	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 400A (2段積の2段目) 支持材別途	m	c	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 500A (2段積の2段目) 支持材別途	m	d	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 600A (2段積の2段目) 支持材別途	m	e	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 800A (2段積の2段目) 支持材別途	m	f	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 1000A (2段積の2段目) 支持材別途	m	g	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 400B (2段積の2段目) 支持材別途	m	h	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 500B (2段積の2段目) 支持材別途	m	i	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 600B (2段積の2段目) 支持材別途	m	j	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 225 800B (2段積の2段目) 支持材別途	m	k	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 1000B (2段積の2段目) 支持材別途	m	l	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 200A (2段積の2段目) 支持材加算	m	m	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 300A (2段積の2段目) 支持材加算	m	n	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 400A (2段積の2段目) 支持材加算	m	o	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 500A (2段積の2段目) 支持材加算	m	p	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 600A (2段積の2段目) 支持材加算	m	q	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 800A (2段積の2段目) 支持材加算	m	r	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 1000A (2段積の2段目) 支持材加算	m	s	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 400B (2段積の2段目) 支持材加算	m	t	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 500B (2段積の2段目) 支持材加算	m	u	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 600B (2段積の2段目) 支持材加算	m	v	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 800B (2段積の2段目) 支持材加算	m	w	表RE-1-4
ケーブ 877777	はしご形 235 1000B (2段積の2段目) 支持材加算	m	x	表RE-1-4

公共建築工事積算基準等資料の改定について

電気設備工事
附表

改定

現行

配管工事6を削除

【配管工事 6】ケーブルラック ZA

※補正市場単価※

細目	摘 要	単位	市場単価	算定式
ケーブルラック	はしご形 ZA 200A (1段目)	m	A	$a \div v$
ケーブルラック	はしご形 ZA 300A (1段目)	m	B	$b \div z$
ケーブルラック	はしご形 ZA 400A (1段目)	m	C	$c \div \alpha$
ケーブルラック	はしご形 ZA 500A (1段目)	m	D	$d \div \beta$
ケーブルラック	はしご形 ZA 600A (1段目)	m	E	$e \div \gamma$
ケーブルラック	はしご形 ZA 800A (1段目)	m	F	$f \div \delta$
ケーブルラック	はしご形 ZA 1000A (1段目)	m	G	$g \div \epsilon$
ケーブルラック	はしご形 ZA 400B (1段目)	m	H	$h \div \zeta$
ケーブルラック	はしご形 ZA 500B (1段目)	m	I	$i \div \eta$
ケーブルラック	はしご形 ZA 600B (1段目)	m	J	$j \div \theta$
ケーブルラック	はしご形 ZA 800B (1段目)	m	K	$k \div \iota$
ケーブルラック	はしご形 ZA 1000B (1段目)	m	L	$l \div \kappa$
ケーブルラック	はしご形 ZA 200A (2段種の2段目)	m	M	$m \div \lambda$
ケーブルラック	はしご形 ZA 300A (2段種の2段目)	m	N	$n \div \mu$
ケーブルラック	はしご形 ZA 400A (2段種の2段目)	m	O	$o \div \nu$
ケーブルラック	はしご形 ZA 500A (2段種の2段目)	m	P	$p \div \xi$
ケーブルラック	はしご形 ZA 600A (2段種の2段目)	m	Q	$q \div \omicron$
ケーブルラック	はしご形 ZA 800A (2段種の2段目)	m	R	$r \div \pi$
ケーブルラック	はしご形 ZA 1000A (2段種の2段目)	m	S	$s \div \rho$
ケーブルラック	はしご形 ZA 400B (2段種の2段目)	m	T	$t \div \sigma$
ケーブルラック	はしご形 ZA 500B (2段種の2段目)	m	U	$u \div \tau$
ケーブルラック	はしご形 ZA 600B (2段種の2段目)	m	V	$v \div \upsilon$
ケーブルラック	はしご形 ZA 800B (2段種の2段目)	m	W	$w \div \phi$
ケーブルラック	はしご形 ZA 1000B (2段種の2段目)	m	X	$x \div \chi$

公共建築工事積算基準等資料の改定について			電気設備工事 附表		
改 定			現 行		
配管工事6を削除			**市場単価**		
			細 目	摘 要	単位 単価記号
			ケーブルラック	はしご形 Z35 200A (1段目)	m A
			ケーブルラック	はしご形 Z35 300A (1段目)	m B
			ケーブルラック	はしご形 Z35 400A (1段目)	m C
			ケーブルラック	はしご形 Z35 500A (1段目)	m D
			ケーブルラック	はしご形 Z35 600A (1段目)	m E
			ケーブルラック	はしご形 Z35 800A (1段目)	m F
			ケーブルラック	はしご形 Z35 1000A (1段目)	m G
			ケーブルラック	はしご形 Z35 400B (1段目)	m H
			ケーブルラック	はしご形 Z35 500B (1段目)	m I
			ケーブルラック	はしご形 Z35 600B (1段目)	m J
			ケーブルラック	はしご形 Z35 800B (1段目)	m K
			ケーブルラック	はしご形 Z35 1000B (1段目)	m L
			ケーブルラック	はしご形 Z35 200A (2段積の2段目)	m M
			ケーブルラック	はしご形 Z35 300A (2段積の2段目)	m N
			ケーブルラック	はしご形 Z35 400A (2段積の2段目)	m O
			ケーブルラック	はしご形 Z35 500A (2段積の2段目)	m P
			ケーブルラック	はしご形 Z35 600A (2段積の2段目)	m Q
			ケーブルラック	はしご形 Z35 800A (2段積の2段目)	m R
			ケーブルラック	はしご形 Z35 1000A (2段積の2段目)	m S
			ケーブルラック	はしご形 Z35 400B (2段積の2段目)	m T
			ケーブルラック	はしご形 Z35 500B (2段積の2段目)	m U
			ケーブルラック	はしご形 Z35 600B (2段積の2段目)	m V
			ケーブルラック	はしご形 Z35 800B (2段積の2段目)	m W
			ケーブルラック	はしご形 Z35 1000B (2段積の2段目)	m X

公共建築工事積算基準等資料の改定について

電気設備工事
附表

改定

現行

配管工事6を削除

参考表続記				
細目	摘 要	単位	表掛り記号	表番号
ケブ 6522	はしご形 ZA_200A (1段目) 支持材加算	m	a.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_300A (1段目) 支持材加算	m	b.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_400A (1段目) 支持材加算	m	c.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_500A (1段目) 支持材加算	m	d.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_600A (1段目) 支持材加算	m	e.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_800A (1段目) 支持材加算	m	f.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_1000A (1段目) 支持材加算	m	g.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_400B (1段目) 支持材加算	m	h.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_500B (1段目) 支持材加算	m	i.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_600B (1段目) 支持材加算	m	j.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_800B (1段目) 支持材加算	m	k.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_1000B (1段目) 支持材加算	m	l.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_200A (2段種の2段目) 支持材加算	m	m.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_300A (2段種の2段目) 支持材加算	m	n.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_400A (2段種の2段目) 支持材加算	m	o.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_500A (2段種の2段目) 支持材加算	m	p.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_600A (2段種の2段目) 支持材加算	m	q.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_800A (2段種の2段目) 支持材加算	m	r.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_1000A (2段種の2段目) 支持材加算	m	s.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_400B (2段種の2段目) 支持材加算	m	t.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_500B (2段種の2段目) 支持材加算	m	u.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_600B (2段種の2段目) 支持材加算	m	v.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_800B (2段種の2段目) 支持材加算	m	w.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 ZA_1000B (2段種の2段目) 支持材加算	m	x.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 Z35_200A (1段目) 支持材加算	m	y.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 Z35_300A (1段目) 支持材加算	m	z.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 Z35_400A (1段目) 支持材加算	m	aa.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 Z35_500A (1段目) 支持材加算	m	ab.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 Z35_600A (1段目) 支持材加算	m	ac.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 Z35_800A (1段目) 支持材加算	m	ad.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 Z35_1000A (1段目) 支持材加算	m	ae.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 Z35_400B (1段目) 支持材加算	m	af.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 Z35_500B (1段目) 支持材加算	m	ag.	表RE-1-4
ケブ 6522	はしご形 Z35_600B (1段目) 支持材加算	m	ah.	表RE-1-4

公共建築工事積算基準等資料の改定について

電気設備工事
附表

改定

現行

配管工事6を削除

参考歩掛り

細目	摘要	単位	歩掛り記号	表番号
ケーブルラック	はしご形 Z35 800B (1段目) 支持材加算	m	ㇿ	表RE-1-4
ケーブルラック	はしご形 Z35 1000B (1段目) 支持材加算	m	ㇾ	表RE-1-4
ケーブルラック	はしご形 Z35 200A (2段積の2段目) 支持材加算	m	ㇿ	表RE-1-4
ケーブルラック	はしご形 Z35 300A (2段積の2段目) 支持材加算	m	ㇾ	表RE-1-4
ケーブルラック	はしご形 Z35 400A (2段積の2段目) 支持材加算	m	ㇿ	表RE-1-4
ケーブルラック	はしご形 Z35 500A (2段積の2段目) 支持材加算	m	ㇾ	表RE-1-4
ケーブルラック	はしご形 Z35 600A (2段積の2段目) 支持材加算	m	ㇿ	表RE-1-4
ケーブルラック	はしご形 Z35 800A (2段積の2段目) 支持材加算	m	ㇾ	表RE-1-4
ケーブルラック	はしご形 Z35 1000A (2段積の2段目) 支持材加算	m	ㇿ	表RE-1-4
ケーブルラック	はしご形 Z35 400B (2段積の2段目) 支持材加算	m	ㇾ	表RE-1-4
ケーブルラック	はしご形 Z35 500B (2段積の2段目) 支持材加算	m	ㇿ	表RE-1-4
ケーブルラック	はしご形 Z35 600B (2段積の2段目) 支持材加算	m	ㇾ	表RE-1-4
ケーブルラック	はしご形 Z35 800B (2段積の2段目) 支持材加算	m	ㇿ	表RE-1-4
ケーブルラック	はしご形 Z35 1000B (2段積の2段目) 支持材加算	m	ㇾ	表RE-1-4

公共建築工事積算基準等資料の改定について					電気設備工事 附表				
改 定					現 行				
配管工事7を削除					【配管工事 7】 ケーブルラック ZA 支持材別途「別途用ゐる支持材に敷設・共同構内敷設等」				
					** 補正市場単価 **				
					細 目	摘 要	単位	市場単価	算定式
					ケーブルラック	はしご形 ZA 200A 支持材別途	m	A	a ÷ m
					ケーブルラック	はしご形 ZA 300A 支持材別途	m	B	b ÷ n
					ケーブルラック	はしご形 ZA 400A 支持材別途	m	C	c ÷ o
					ケーブルラック	はしご形 ZA 500A 支持材別途	m	D	d ÷ p
					ケーブルラック	はしご形 ZA 600A 支持材別途	m	E	e ÷ q
					ケーブルラック	はしご形 ZA 800A 支持材別途	m	F	f ÷ r
					ケーブルラック	はしご形 ZA 1000A 支持材別途	m	G	g ÷ s
					ケーブルラック	はしご形 ZA 400B 支持材別途	m	H	h ÷ t
					ケーブルラック	はしご形 ZA 500B 支持材別途	m	I	i ÷ u
					ケーブルラック	はしご形 ZA 600B 支持材別途	m	J	j ÷ v
					ケーブルラック	はしご形 ZA 800B 支持材別途	m	K	k ÷ w
					ケーブルラック	はしご形 ZA 1000B 支持材別途	m	L	l ÷ x
					** 市場単価 **				
					細 目	摘 要	単位	単価記号	
					ケーブルラック	はしご形 Z35 200A (2段積の2段目)	m	A	
					ケーブルラック	はしご形 Z35 300A (2段積の2段目)	m	B	
					ケーブルラック	はしご形 Z35 400A (2段積の2段目)	m	C	
					ケーブルラック	はしご形 Z35 500A (2段積の2段目)	m	D	
					ケーブルラック	はしご形 Z35 600A (2段積の2段目)	m	E	
					ケーブルラック	はしご形 Z35 800A (2段積の2段目)	m	F	
					ケーブルラック	はしご形 Z35 1000A (2段積の2段目)	m	G	
					ケーブルラック	はしご形 Z35 400B (2段積の2段目)	m	H	
					ケーブルラック	はしご形 Z35 500B (2段積の2段目)	m	I	
					ケーブルラック	はしご形 Z35 600B (2段積の2段目)	m	J	
					ケーブルラック	はしご形 Z35 800B (2段積の2段目)	m	K	
					ケーブルラック	はしご形 Z35 1000B (2段積の2段目)	m	L	

公共建築工事積算基準等資料の改定について		電気設備工事 附表																																																																																																																												
改 定		現 行																																																																																																																												
配管工事7を削除		***参考歩掛り***																																																																																																																												
		<table><tr><th>細 目</th><th>摘 要</th><th>単位</th><th>歩掛り記号</th><th>表番号</th></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 ZA 200A (2段積の2段目) 支持材別途</td><td>m</td><td>a.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 ZA 300A (2段積の2段目) 支持材別途</td><td>m</td><td>b.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 ZA 400A (2段積の2段目) 支持材別途</td><td>m</td><td>c.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 ZA 500A (2段積の2段目) 支持材別途</td><td>m</td><td>d.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 ZA 600A (2段積の2段目) 支持材別途</td><td>m</td><td>e.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 ZA 800A (2段積の2段目) 支持材別途</td><td>m</td><td>f.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 ZA 1000A (2段積の2段目) 支持材別途</td><td>m</td><td>g.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 ZA 400B (2段積の2段目) 支持材別途</td><td>m</td><td>h.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 ZA 500B (2段積の2段目) 支持材別途</td><td>m</td><td>i.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 ZA 600B (2段積の2段目) 支持材別途</td><td>m</td><td>j.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 ZA 800B (2段積の2段目) 支持材別途</td><td>m</td><td>k.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 ZA 1000B (2段積の2段目) 支持材別途</td><td>m</td><td>l.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 Z35 200A (2段積の2段目) 支持材加算</td><td>m</td><td>m.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 Z35 300A (2段積の2段目) 支持材加算</td><td>m</td><td>n.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 Z35 400A (2段積の2段目) 支持材加算</td><td>m</td><td>o.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 Z35 500A (2段積の2段目) 支持材加算</td><td>m</td><td>p.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 Z35 600A (2段積の2段目) 支持材加算</td><td>m</td><td>q.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 Z35 800A (2段積の2段目) 支持材加算</td><td>m</td><td>r.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 Z35 1000A (2段積の2段目) 支持材加算</td><td>m</td><td>s.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 Z35 400B (2段積の2段目) 支持材加算</td><td>m</td><td>t.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 Z35 500B (2段積の2段目) 支持材加算</td><td>m</td><td>u.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 Z35 600B (2段積の2段目) 支持材加算</td><td>m</td><td>v.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 Z35 800B (2段積の2段目) 支持材加算</td><td>m</td><td>w.</td><td>表RE-1-4</td></tr><tr><td>ケブ 85mm</td><td>はしご形 Z35 1000B (2段積の2段目) 支持材加算</td><td>m</td><td>x.</td><td>表RE-1-4</td></tr></table>		細 目	摘 要	単位	歩掛り記号	表番号	ケブ 85mm	はしご形 ZA 200A (2段積の2段目) 支持材別途	m	a.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 ZA 300A (2段積の2段目) 支持材別途	m	b.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 ZA 400A (2段積の2段目) 支持材別途	m	c.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 ZA 500A (2段積の2段目) 支持材別途	m	d.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 ZA 600A (2段積の2段目) 支持材別途	m	e.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 ZA 800A (2段積の2段目) 支持材別途	m	f.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 ZA 1000A (2段積の2段目) 支持材別途	m	g.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 ZA 400B (2段積の2段目) 支持材別途	m	h.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 ZA 500B (2段積の2段目) 支持材別途	m	i.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 ZA 600B (2段積の2段目) 支持材別途	m	j.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 ZA 800B (2段積の2段目) 支持材別途	m	k.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 ZA 1000B (2段積の2段目) 支持材別途	m	l.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 Z35 200A (2段積の2段目) 支持材加算	m	m.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 Z35 300A (2段積の2段目) 支持材加算	m	n.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 Z35 400A (2段積の2段目) 支持材加算	m	o.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 Z35 500A (2段積の2段目) 支持材加算	m	p.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 Z35 600A (2段積の2段目) 支持材加算	m	q.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 Z35 800A (2段積の2段目) 支持材加算	m	r.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 Z35 1000A (2段積の2段目) 支持材加算	m	s.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 Z35 400B (2段積の2段目) 支持材加算	m	t.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 Z35 500B (2段積の2段目) 支持材加算	m	u.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 Z35 600B (2段積の2段目) 支持材加算	m	v.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 Z35 800B (2段積の2段目) 支持材加算	m	w.	表RE-1-4	ケブ 85mm	はしご形 Z35 1000B (2段積の2段目) 支持材加算	m
細 目	摘 要	単位	歩掛り記号	表番号																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 ZA 200A (2段積の2段目) 支持材別途	m	a.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 ZA 300A (2段積の2段目) 支持材別途	m	b.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 ZA 400A (2段積の2段目) 支持材別途	m	c.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 ZA 500A (2段積の2段目) 支持材別途	m	d.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 ZA 600A (2段積の2段目) 支持材別途	m	e.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 ZA 800A (2段積の2段目) 支持材別途	m	f.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 ZA 1000A (2段積の2段目) 支持材別途	m	g.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 ZA 400B (2段積の2段目) 支持材別途	m	h.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 ZA 500B (2段積の2段目) 支持材別途	m	i.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 ZA 600B (2段積の2段目) 支持材別途	m	j.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 ZA 800B (2段積の2段目) 支持材別途	m	k.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 ZA 1000B (2段積の2段目) 支持材別途	m	l.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 Z35 200A (2段積の2段目) 支持材加算	m	m.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 Z35 300A (2段積の2段目) 支持材加算	m	n.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 Z35 400A (2段積の2段目) 支持材加算	m	o.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 Z35 500A (2段積の2段目) 支持材加算	m	p.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 Z35 600A (2段積の2段目) 支持材加算	m	q.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 Z35 800A (2段積の2段目) 支持材加算	m	r.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 Z35 1000A (2段積の2段目) 支持材加算	m	s.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 Z35 400B (2段積の2段目) 支持材加算	m	t.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 Z35 500B (2段積の2段目) 支持材加算	m	u.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 Z35 600B (2段積の2段目) 支持材加算	m	v.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 Z35 800B (2段積の2段目) 支持材加算	m	w.	表RE-1-4																																																																																																																										
ケブ 85mm	はしご形 Z35 1000B (2段積の2段目) 支持材加算	m	x.	表RE-1-4																																																																																																																										
配管工事 5	改定なし (番号繰り上がり)	配管工事 8																																																																																																																												